

県民の皆様へ

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限等の指示に伴う要請について

本県産の野菜、きのこ、水産物及び畜産物から、食品衛生法上の基準値(※1)を超える放射性物質が検出されたことから、原子力災害対策特別措置法に基づき、当分の間出荷及び摂取等を差し控えるよう国から指示がありました。
つきましては、県民の皆様におかれましては、下記の対象品目について、当分の間、出荷及び摂取等を差し控えるようお願いいたします。

摂取制限または出荷制限指示地域として記載されていない地域においては、出荷、営農等の実績が無く、モニタリング検査が十分に実施されていない場合があります。
安全性が確認されているとは限りませんので、制限地域として記載の無い地域で採取した山菜等を出荷する場合には、まず、お近くの農林事務所等へご相談ください。

(令和8年4月1日現在)

区 分	品 目	産出(採捕)地		
		国からの 摂取制限指示 (食べないようにして ください)	国からの出荷制限指示 (出荷しないでください※2)	県の要請等 (出荷、採捕、収穫、自家消費を控えてくだ さい※3)
野菜	非結球性葉菜類	出荷制限指示と同一 の産出地	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))	—
	結球性葉菜類			
	アブラナ科花蕾類			
	カブ	—	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))	—
	ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)	—	伊達市(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。) 川俣町(山木屋の区域に限る。)	—
	トウガラシ	—	—	【収穫自粛】浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)
果実	ウメ	—	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	【収穫自粛】川俣町(山木屋の区域に限る。)
	ビワ	—	—	【出荷自粛】南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
	ユズ	—	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	【収穫自粛】川俣町(山木屋の区域に限る。)
	カキ	—	—	【出荷自粛】南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
	キウイフルーツ	—	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—
	あけび(野生のものに限る。)	—	—	【出荷自粛】伊達市
	ギンナン	—	—	【収穫自粛】川俣町(山木屋の区域に限る。)
	クリ	—	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—

区 分	品 目	産出(採捕)地		
		国からの 摂取制限指示 (食べないようにして ください)	国からの出荷制限指示 (出荷しないでください※2)	県の要請等 (出荷、採捕、収穫、自家消費を控えてくだ さい※3)
穀類	平成23年産の米	—	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)	—
	平成24年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	広野町、檜葉町(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月舘町(月舘町月舘(関ノ下、松橋川原、川向及び舘ノ腰に限る。))及び月舘町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))に限る。)、旧掛田町(霊山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。))及び保原町柱田(挟田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸に限る。))に限る。)、旧堰本村(梁川町大関(寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧霊山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村(渋川及び米沢に限る。))、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)	—
	平成25年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(小高区、原町区(片倉(字行津の区域に限る。))、馬場(字五台山、字横川及び字薬師岳の区域に限る。))、高倉(字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。))、雫(字袖原の区域に限る。))、小浜(字間形沢を除く区域に限る。))、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木迫、鶴谷、大甕(字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。))、高(字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現壇、字原、字鍛冶内、字舘ノ内、字弥勒堂、字薬師堂、字御稻荷、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。))及び大原(字和田城の区域に限る。))の区域に限る。))並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。))、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)、川俣町(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。))、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))、広野町、檜葉町、川内村及び飯館村(長泥並びに村内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。)	—
	平成26年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、檜葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))	—
	平成27年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、檜葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))	—
	平成28年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、檜葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。))、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))	—
	平成29年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。))、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))	—

区 分	品 目	産出(採捕)地		
		国からの 摂取制限指示 (食べないようにして ください)	国からの出荷制限指示 (出荷しないでください※2)	県の要請等 (出荷、採捕、収穫、自家消費を控えてくだ さい※3)
穀類	平成30年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	—
	平成31年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	—
	令和2年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(令和2年3月5日に立入規制が緩和された区域を除く。))を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	—
	令和3年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))を除く区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)	—
	令和4年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	福島県富岡町(平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))を除く区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)	—
	令和5年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	福島県富岡町(平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))を除く区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯館村(平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)	—
	令和6年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	福島県富岡町(平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))を除く区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯館村(平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)	—
	令和7年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	福島県双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯館村(平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)	—
	令和8年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	福島県双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯館村(平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)	—
山菜	くさそてつ(こごみ)	—	伊達市、郡山市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、檜葉町、葛尾村	—
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	—	福島市、二本松市、南相馬市、大玉村	—
	たけのこ	—	福島市、郡山市、二本松市、伊達市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、本宮市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、檜葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	【出荷自粛】富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村
	ふきのとう(野生のものに限る。)	—	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、広野町、檜葉町、葛尾村	—
	ぜんまい	—	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、檜葉町、川内村、葛尾村	—
	ぜんまい(野生のものに限る。)	—	広野町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	—	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、北塩原村、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	【出荷自粛】檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村
	わらび	—	南相馬市、川俣町、檜葉町、鮫川村、葛尾村	—
	わらび(野生のものに限る。)	—	福島市、二本松市、いわき市、伊達市、広野町	—
	こしあぶら	—	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	【出荷自粛】浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、飯館村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	—	西会津町、只見町	—
	ふき	—	葛尾村	—
	ふき(野生のものに限る。)	—	檜葉町	—
	うわばみそう(野生のものに限る。)	—	国見町	—
	さんしょう(野生のものに限る。)	—	—	【出荷自粛】いわき市
	うど(野生のものに限る。)	—	須賀川市、相馬市、広野町、檜葉町、葛尾村	—
	ねまがりたけ(野生のものに限る。)	—	—	【出荷自粛】猪苗代町(所定の検査・出荷管理に基づき非破壊検査を受け、基準値を下回っていることが確認されたものを除く)、福島市(野生のものに限る)

区 分	品 目	産出(採捕)地		
		国からの 摂取制限指示 (食べないようにして ください)	国からの出荷制限指示 (出荷しないでください※2)	県 の 要 請 等 (出荷、採捕、収穫、自家消費を控えてくだ さい※3)
きのこ	原木しいたけ(露地栽培に限る。)	飯館村	飯館村	—
	原木しいたけ(施設栽培に限る。)	—	川俣町	
	原木しいたけ(施設栽培に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)	—	伊達市	
	原木ナメコ(露地栽培に限る。)	—	相馬市、いわき市	
	野生きのこ(菌根菌類、腐生菌類)	(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、ムキタケ、マツタケ、クリタケ、マイタケを除く) 南相馬市、 いわき市、棚倉町	(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、ムキタケ、マツタケ、クリタケ、マイタケを除く) 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯館村	
			会津若松市(ムキタケ、クリタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、マツタ、マイタケを除く)	
			西会津町(ナメコ、ムキタケ、マイタケ、クリタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナラタケ、マツタケを除く)	
			会津美里町(ナメコ、ムキタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナラタケ、マツタケ、クリタケ、マイタケを除く)	
			只見町(ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ、ナラタケ、フナハリタケ及びマツタケを除く)	
			柳津町(マイタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、ムキタケ、マツタケ、クリタケを除く)	
			三島町(マイタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、ムキタケ、マツタケ、クリタケを除く)	
			昭和村(ムキタケ、マイタケ、クリタケ、ナメコ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナラタケ、マツタケを除く)	
			下郷町(ムキタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、マツタケ、クリタケ、マイタケを除く)	
樹実類	くるみ	—	—	【出荷自粛】南相馬市
畜産物	原乳	—	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—
畜産物	牛※4	—	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。) ただし富岡町(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、双葉町(平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯館村(平成30年4月20日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。))において、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
はちみつ	はちみつ(百花蜜に限る)	—	—	【出荷自粛】浪江町(浪江町内の植物を蜜源として生産された「はちみつ(百花蜜に限る)」)
水産物	ヤマメ(養殖により生産されたものを除く。)	新田川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)	【採捕自粛】出荷制限指示と同一の採捕地
			太田川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、並びに本県内の阿武隈川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖により生産されたものを除く。)	—	本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	【採捕自粛】出荷制限指示と同一の採捕地
		—	—	【採捕自粛】夏井川のうち、籠場の滝から愛谷堰頭首工の間(支流を含む。ただし、小玉川のうち小玉ダムより上流を除く
	ウグイ	—	真野川(支流を含む。)	【採捕自粛】出荷制限指示と同一の採捕地
	アユ(養殖により生産されたものを除く。)	—	真野川(支流を含む。)及び新田川(支流を含む。)	【採捕自粛】出荷制限指示と同一の採捕地
	フナ(養殖により生産されたものを除く。)	—	真野川(支流を含む。)	【採捕自粛】出荷制限指示と同一の採捕地
	ホンモロコ(養殖)	—	—	【出荷自粛】川内村
	ドジョウ(養殖)	—	—	【出荷自粛】郡山市
	モクズガニ	—	—	【採捕自粛】真野川本流及び支流

区 分	品 目	産出(採捕)地		
		国からの 摂取制限指示 (食べないようにして ください)	国からの出荷制限指示 (出荷しないでください※2)	県 ¹ の要請等 (出荷、採捕、収穫、自家消費を控えてくだ さい※3)
野生鳥獣	イノシシの肉	福島市、二本松市、 伊達市、本宮市、 相馬市、南相馬市、 桑折町、国見町、 川俣町、広野町、 楡葉町、富岡町、 大熊町、双葉町、 浪江町、新地町、 大玉村、川内村、 葛尾村、飯館村	全市町村	【自家消費自粛】全市町村
	クマの肉	—	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、 浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、 会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、 檜枝岐村	【自家消費自粛】出荷制限指示と同一の市 町村
	ヤマドリ ² の肉	—	全市町村	【自家消費自粛】全市町村
	カルガモ ³ の肉	—	全市町村	【自家消費自粛】全市町村
野生鳥獣	キジ ⁴ の肉	—	全市町村	【自家消費自粛】全市町村
	ノウサギ ⁴ の肉	—	全市町村	【自家消費自粛】全市町村
	マガモ ⁴ の肉	—	—	【自家消費自粛】福島市、二本松市、 伊達市、本宮市、いわき市、桑折町、 国見町、川俣町、大玉村
	ニホンジカ ⁴ の肉	—	全市町村(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く。)	【自家消費自粛】全市町村(県の定める出 荷・検査方針に基づき管理されるものを除 く。)

※1 国からの指示は、平成24年3月31日までは暫定規制値、平成24年4月1日からは新基準値に基づき行われています。ただし、牛肉、米、大豆、加工食品等の一部の食品については経過措置により4月1日以降も一定期間暫定規制値が適用されます。

※2 国から摂取制限が指示されておらず、出荷制限のみが指示されている品目については、仮に食べたとしても直ちに健康に影響を及ぼすものではありませんが、検査の結果、食品衛生法上の基準値を超える放射性物質が検出されておりますので、自家消費にあたっては、可能な限り摂取を控えることをお勧めします。

※3 国からの指示はありませんが、検査の結果、食品衛生法上の基準値を超える放射性物質が検出されたことから、当分の間出荷や採捕、収穫、自家消費を自粛するようお願いしております。

※4 12月齢以上の牛には併せて県外への移動制限が指示されています。

【参考】野菜の品目の代表例

品 目	左記の代表例
非結球性葉菜類	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅葉苔、くきたちな、カブレ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、パクチョイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムポエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチヴェール、ウレイ、畑ワサビ、花ワサビ、クレソン、ルッコラ、ナズナ、アイスプラント、葉ダイコン、ふきのとう、オカヒジキ、さんしょう(葉)、ジュウネン(葉)、ツルムラサキ、モロヘイヤ 等
結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等
アブラナ科花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等
カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等
たけのこ	もうそうちく、まだけ、はちく 等
野生きのこ(菌根菌類)	アイタケ、アカモミタケ、アミタケ、ウラベニホテイシメジ、オオモミタケ、カラストケ、キシメジ、クリフウセンタケ、クロカワ、コウタケ、サクラシメジ、シモフリシメジ、シャカシメジ、ショウゲンジ、チチタケ、ハツタケ、ハナイグチ、ホウキタケ、ホンシメジ、マツタケ、ムレオオフウセンタケ、ヤマイグチ、ヤマドリタケモドキ 等
野生きのこ(腐生菌類)	ウスヒラタケ、エゾハリタケ、エノキタケ、オオイチョウタケ、クリタケ、サケツバタケ、サンゴハリタケ、タモギタケ、チャナメツムタケ、トンビマイタケ、ナメコ、ナラタケ、ヌメリスギタケ、ハタケシメジ、ヒラタケ、ブナシメジ、ブナハリタケ、マイタケ、マスタケ、ムキタケ、ムラサキシメジ、ヤマブシタケ 等
ワサビ(畑において栽培されたものに 限る。)	葉ワサビ、根ワサビ、花ワサビ

◎ 食品中の放射性物質についての食品衛生法上の新基準値及び暫定規制値、福島県以外の地域における出荷制限等については、 こちらの厚生労働省のホームページをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html